

4 桜台地区を災害に強いまちにするための助成制度について

練馬区では災害に強いまちを実現することを目的とし、対象となる狭あい道路の拡幅やブロック塀等の撤去などについて助成金を交付しています。

今後、桜台地区については、上記助成金等の拡充を図る予定です。本内容については、まちづくりニュースやホームページでお知らせしていきます。



まちづくりニュースの内容に関して、ご意見・ご質問のある方は下記お問合せ先まで、ご連絡ください。

問合せ先

練馬区 都市整備部 防災まちづくり課 桜台地区担当 担当：本橋、永澤
TEL：03-5984-4749 FAX：03-5984-1225
E-mail：BOUMACHI02@city.nerima.tokyo.jp

63円切手を貼って下さい

1 7 6 8 5 0 1

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

練馬区 都市整備部 防災まちづくり課
桜台地区担当 行

今後のスケジュール（予定）

令和2年度 桜台地区まちづくり協議会設立

第1回まちづくり協議会

第2回まちづくり協議会

第3回まちづくり協議会

協議会
5回程度

まちづくり提言書の取りまとめ

令和3年度

協議会
5回程度

重点地区まちづくり計画の決定

発行：練馬区 都市整備部 防災まちづくり課

桜台地区まちづくりニュース 創刊号

令和2年6月発行



桜台地区で「防災まちづくり」を始めます！

練馬区は、地区の防災性を向上させ、安全で快適なまちを実現するため、桜台地区を対象に防災まちづくりの取り組みを始めます。そこで、「桜台地区まちづくりニュース」を発行し、地区の皆様にもまちづくりの情報をお知らせいたします。

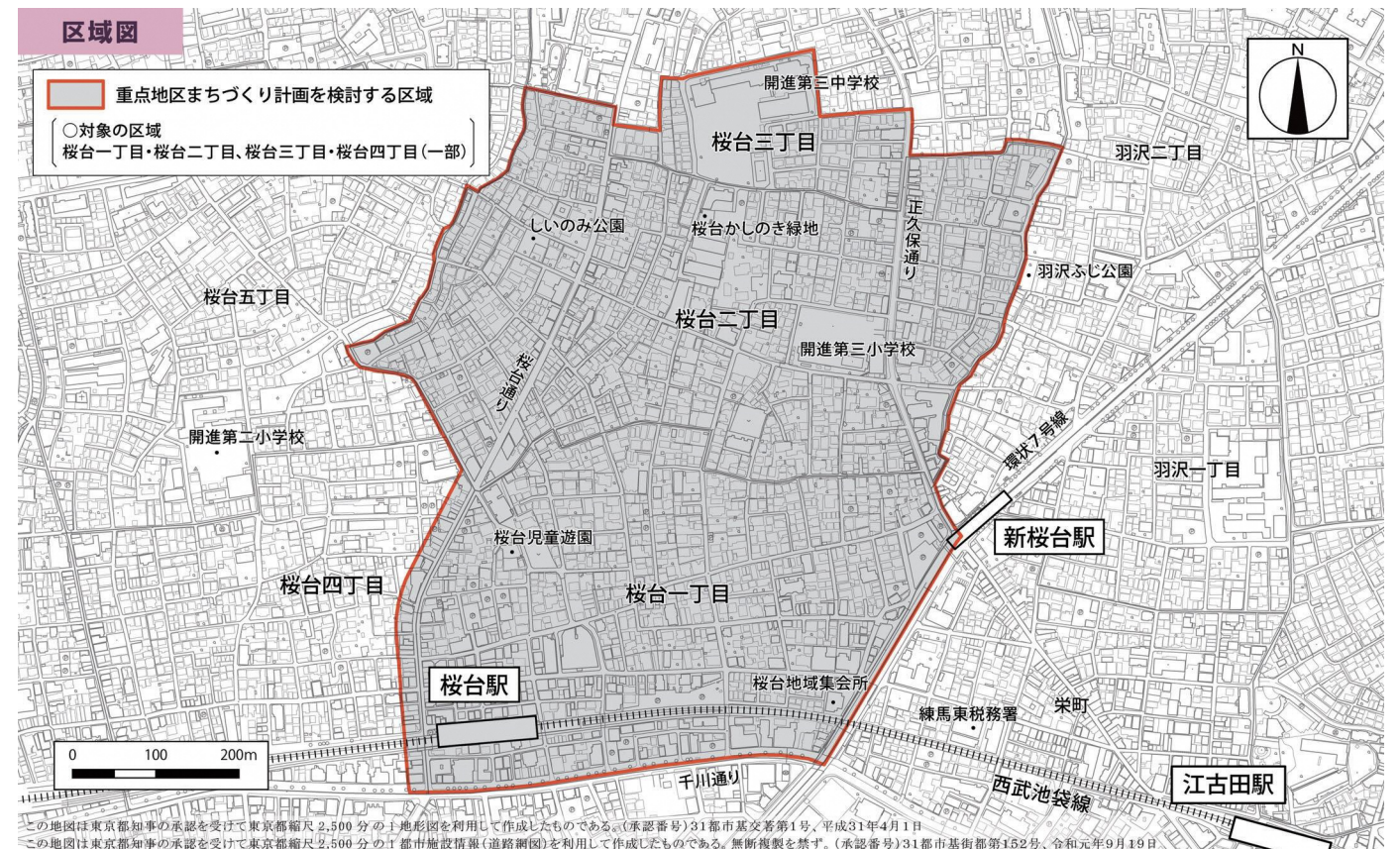
地域の皆様と話し合い、防災まちづくりを進めていきますので、ぜひご協力をお願いいたします。

1 防災まちづくりの実現に向けて、基本方針となる重点地区まちづくり計画を策定していきます

震災時に延焼被害のおそれのある「木造住宅密集地域」について、区内全域の調査を実施したところ、桜台二丁目が相対的に危険度の高い地域となりました。

そこで区は、防災対策上早急に整備の必要がある地区として、桜台二丁目、三丁目および四丁目の一部を加えた一体的な地域を「重点地区まちづくり計画を検討する区域」と決めました。

桜台地区のまちの課題の解消を目指し、地域の皆様とともに、まちづくりの基本方針となる「重点地区まちづくり計画」を策定していきます。



この地図は東京都知事の承認を受けて東京都縮尺2,500分の土地形図を利用して作成したものである。(承認番号)31都市基交第1号、平成31年4月1日
この地図は東京都知事の承認を受けて東京都縮尺2,500分の「都市施設情報(道路網図)」を利用して作成したものである。(承認番号)31都市基街第152号、令和元年9月19日

2 まちづくり協議会を設立します！

桜台地区の防災性を向上させ安全で快適なまちを実現するためには、道路や公園の整備、老朽住宅等の建替え促進などの取り組みを行っていく必要があります。

今後、まちの将来像を検討していくにあたり、地域の皆様が当地区のまちづくりについて話し合える場として「桜台地区まちづくり協議会」を設けます。



まちづくり協議会の目的と構成

- **目的** まちづくり協議会での意見を「まちづくり提言書」として取りまとめることで、「重点地区まちづくり計画」およびその具体的な取り組みである整備計画に住民の意向を反映させ、まちづくり事業の円滑な推進を図ることを目的とします。
- **構成** 町会・商店会等からの推薦者および公募委員（計20名程度）

まちづくり協議会の活動内容

- ◆ 協議会は、主に平日の夜（18時から21時頃のうち90分程度）に会合を開催します。（令和2年8月頃から令和3年度にかけて計10回程度を予定。）
 - ◆ 協議会では、防災まちづくりに関するワークショップなどを通じて、委員の皆様と意見交換を行っていきます。
 - ◆ 協議会での意見交換の結果は、まちづくりニュースに掲載し、対象地域の皆様にお伝えしていきます。
- ※協議会にはボランティアとして出席していただくため、交通費・謝礼等の支払いはありません。また、協議会委員の任期は令和2年度から令和3年度までの2年間の予定です。
- ※新型コロナウイルス感染症対策のため、下記の基本的な感染対策を徹底したうえで実施します。
- 広い会場での実施および室内の換気
 - 人と人との距離の確保
 - 入室時の検温
 - マスクの着用
 - 手洗い・アルコール消毒による手指衛生

3 まちづくり協議会の委員を募集します！

これまで練馬区は、まちづくり協議会の設立に向けて、町会や商店会の代表者の方々と準備を進めてきました。

今回、町会・商店会等から推薦された方に加え、協議会にご参加いただけるメンバーを公募で5名程度募集します。公募委員については、ご応募いただいた方の中から、地域バランスなどを考慮し書類選考で決定します。



応募資格をご確認のうえ、ご応募ください！

応募資格

募集範囲（1面区域図参照）内において、居住している方、土地や建物に権利をお持ちの方、事業を営んでいる方で、協議会に継続的に参加できる方。

応募方法

（※下記のいずれかの方法でお申し込みください）

■ 郵送またはFAX

応募はがき（本ニュースに添付しているもの）に必要な事項を記載し、郵便またはFAX（03-5984-1225）にてお送りください。

※郵送料はご本人負担となります。

■ Eメール

応募はがき（本ニュースに添付しているもの）に記載の必要事項を、メール本文に漏れなくご入力いただき、BOUMACHI02@city.nerima.tokyo.jp までお送りください。 ※件名は「桜台地区まちづくり協議会応募」としてください。

締切り

令和2年7月24日（金）必着

応募はがき

※記入漏れがあると、応募が無効になる場合がありますのでご注意ください。

※応募された方の個人情報の取り扱いには十分注意し、桜台地区まちづくり協議会に関する活動及び事務手続きのみに利用します。

※記載内容等の確認のためにご連絡する場合があります。なお、応募書類は返却しません。

※選考結果については、令和2年8月7日までに応募者全員にお知らせする予定です。



桜台地区まちづくり協議会委員 応募はがき

ふりがな		年齢	歳代
名前		性別	
電話番号			
住所			
Eメール			
応募資格	(あてはまるものにチェックしてください。) <input type="checkbox"/> 地区内に居住 <input type="checkbox"/> 地区外に居住し、地区内に建物や土地を所有 (権利をお持ちの住所：)		
応募動機			